

清算機関に関する法整備の概要

平成14年7月26日
(株)日本証券クリアリング機構

項目	法整備の概要	改正証取法条文
1 .法律上の位置付けの 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券会社、金融機関等を相手方として、有価証券の売買等に基づく債務の引受けを行う営業を「有価証券債務引受業」とする。 ・ 「有価証券債務引受業」の免許を受けた者を「証券取引清算機関」と位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条第26項 ・ 第2条第27項
2 . 免許の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引清算機関の免許要件として、以下の基準を満たす必要がある。 ✓ 諸規則が法令に適合しており、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行するに十分であること ✓ 財産的基礎の健全性が確保されており、収支の見込みが良好であること ✓ 人的構成に照らして必要な知識及び経験を有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第156条の4第1項
3 . 行政による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引清算機関は、原則「有価証券債務引受業」にその業務が限定される。 ・ 証券取引清算機関は、定款・業務方法書の変更には内閣総理大臣の認可が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第156条の6第2項 ・ 第156条の12
4 .清算預託金等の優先 弁済権の法制化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引清算機関が清算参加者の債務の不履行により損害を受けた場合、証券取引清算機関は、損害を与えた清算参加者の清算預託金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。 ・ 証券取引清算機関は、信託金について、証券取引所と同様の優先弁済権を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第156条の11 ・ 第107条の5
5 .参加者による相互保 証の法制化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引清算機関は、有価証券債務引受業により損害が生じた場合に、清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書により定めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第156条の10

以上